

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	一
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	二
○公有水面埋立ての免許	(水産業基盤整備課)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	三
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	三
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(同)	三
○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(教育庁高校教育課)	四
○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	四
○土地改良区役員の住所変更の届出	(東部地方振興事務所)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(税務課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(水産業振興課)	五
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	五
○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて		六

ページ

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の指定取消しの届出

監査委員

○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表

○定期監査結果に対する措置の公表

○包括外部監査人の監査の事務の補助

収用委員会

○国道四十五号蛇王事件公示送達

告 示

○宮城県告示第六百五十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十七年 八月三日	村 田 町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	村田町中央公民館
同 八月四日	柴 田 町 船 岡	午前十時から 午後二時三十分まで	船岡体育館
同 八月五日	柴 田 町 槻 木	午前十時から 午後二時三十分まで	槻木生涯学習センター

○宮城県告示第六百五十六号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社より農用地利用配分計画の認可の申請があった

ので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年六月十九日から平成二十七年七月三日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十七年六月五日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第六百五十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
鳥谷坂地区	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成二十七年一月二十三日
門沢小瀬	経営体育成基盤整備事業（担い手育成型）	平成二十七年四月十六日

○宮城県告示第六百五十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十七年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十七年六月十日

二 免許を受けた者の名称

女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

一 位置

第一種尾浦漁港区域内

牡鹿郡女川町尾浦町四十二番三、四十二番五及び四十二番七に隣接する公有水面

二 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ハ)点とを結ぶ春分秋分の満潮位（DL+1.5メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町尾浦字鯛ノ浜百十四番地内に設置した基点（北緯三八度二七分二三秒 東経一四一度二九分四六秒）から二〇〇度三四分三七秒 三九五・三九メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 六五度一分一九秒 二三・二二メートルの地点

(ハ)点 (ロ)点から 一五五度一分一九秒 五八・二〇メートルの地点

(ニ)点 (ハ)点から 六五度一分一九秒 一・八〇メートルの地点

(ホ)点 (ニ)点から 一五五度一分一九秒 五・〇〇メートルの地点

(ヘ)点 (ホ)点から 二一九度四八分四二秒 一一・七六メートルの地点

三 面積

一、四二五・八二平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

一 位置

第一種尾浦漁港区域内

牡鹿郡女川町尾浦町四十二番三、四十二番四、四十二番五、四十二番七及び四十二番八並びに尾浦字田ノ浜四十四番、四十五番、四十七番一及び四十七番二に隣接する公有水面

二 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(A)点と(C)点とを結ぶ春分秋分の満潮位（DL+1.5メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(A)点 牡鹿郡女川町尾浦字鯛ノ浜百十四番地内に設置した基点（北緯三八度二七分二三秒 東経一四一度二九分四六秒）から二〇六度二六分五七秒 三六〇・九六メートルの地点

(B)点 (A)点から 六五度一分一九秒 七五・〇〇メートルの地点

(C)点 (B)点から 一五五度一分一九秒 一四四・六一メートルの地点

三 面積

九、九四八・七三平方メートル（施行区域）

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

一 道路の種類 県道

二 路線名 大島浪板線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間 気仙沼市小々汐一三六番地先から 同市小々汐一三七番地先まで	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	四・八 八・八	八四・一
後	一三・九 四三・〇	八四・一	

○宮城県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 石巻鹿島台大衡線
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-----------	-----------------	-----------------

東松島市大塩字三ツ谷四五番一地从先から
同市大塩字餅田五番一地从先まで

後	前
一四・九 三一・八	一四・九 三八・四
九一・七	九一・七

○宮城県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鹿島台大衡線	東松島市大塩字三ツ谷四五番一地从先から 同市大塩字餅田五番一地从先まで	平成二十七年 六月十九日

○宮城県告示第六百六十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新中道土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町利府字新橋橋四十九番地の一

三 設立認可の年月日

平成二十六年三月二十日

四 変更認可の年月日

平成二十七年六月十二日

○宮城県告示第六百六十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年六月十九日

一 組合の名称

立町二丁目五番地区市街地再開発組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事業施行期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十八年六月三十日まで

三 施行地区

石巻市立町二丁目十二番一、十三番三、十四番三、十五番十一、二十五番一、二十五番三、二十六番一、二十六番二、二十七番、二十七番二、二十七番三、二十八番二、二十八番三、二十九番二、三十番二、三十番三、三十一番二の一部及び三十一番三

四 事務所所在地

石巻市立町二丁目五番四号

五 設立認可の年月日

平成二十六年三月二十四日

六 事業施行期間の変更の内容

事業施行期間の末日を「平成二十八年六月三十日」から「平成二十八年十二月三十一日」に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十七年六月十二日

○宮城県告示第六百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場及び株式会社宮城県食肉流通公社における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十七年四月十三日次のとおり委託した。

平成二十七年六月十九日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月十三日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物の産直なかだ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十七年五月一日次のとおり委託した。

平成二十七年六月十九日

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番の一

協同組合産直なかだ愛菜館

二 委託期間

平成二十七年五月二日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年六月十九日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番三号

みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市豊里町土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十七年六月十九日

宮城県東部地方振興事務所 所長 正 木 毅

役職名	変更後		変更前	
	氏名	住所	氏名	住所

選挙管理委員会

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 名取市手倉田字八幡四百九十一番地

引地 忠男

○宮選管告示第六十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一仙台通信病院の項を削る。

附則

この告示は、平成二十七年六月十九日から施行する。

○宮選管告示第六十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人社団健育会石巻港湾病院の項中「医療法人社団健育会石巻港湾病院」を「医療法人社団健育会石巻健育会病院」に、「同 市門脇町一丁目二番二一号」を「同 市大街道西三丁目三番二七号」に改める。

別表第二社会福祉法人青葉福祉会軽費老人ホームB型青葉ハウスの項中「社会福祉法人青葉福祉会軽費老人ホームB型青葉ハウス」を「社会福祉法人青葉福祉会軽費老人ホームケアハウス青葉ハウス」に、「同 市青葉区川内三十人町四九番地の五九」を「同 市青葉区八幡四丁目七番六号」に、社会福祉法人カトリック児童福祉会特別養護老人ホーム暁星園の項中「同 市宮城野区安養寺二丁目二四番五号」を「同 市宮城野区東仙台六丁目二番一号」に、社会福祉法人旭浦会特別養護老人ホーム慈恵園の項中「本吉郡南三陸町志津川字廻館九七番地」を「本吉郡南三陸町入谷字童子下一五九番地二二

に改める。

附則

この告示は、平成二十七年六月十九日から施行する。

○宮選管告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

伊藤ゆうた後援会 伊藤 優太 伊藤多鶴子 仙台市青葉区上杉一三一二二 平成二十七年五月十九日

いのまた由美後援会 大槻 正俊 猪股 烈 仙台市太白区上野山二一一一三 平成二十七年五月七日

遠藤隼人後援会 遠藤 隼人 竹中 正臣 仙台市泉区長命ヶ丘三二七一一一六 平成二十七年五月十三日

桑島崇史後援会 菅原 傳 酒井 祐一 黒川郡富谷町富谷字西沢一一五一八 平成二十七年五月十四日

佐々木まこと後援会 中川 邦彦 福岡 節夫 塩竈市梅の宮一四一四 平成二十七年五月十五日

佐藤衛後援会 登藤 安蔵 庄司 哲 宮城県七ヶ浜町境山一四一一九 平成二十七年五月二十五日

佐藤ゆきお後援会 佐藤 幸雄 佐藤 聡子 仙台市泉区南光台一五六一一一五 平成二十七年五月二十一日

高橋よしあき後援会 高橋 克明 鈴木 長喜 加美郡色麻町四竈字五郎太郎一番二六 平成二十七年五月一日

千葉あさこ後援会 千葉阿佐子 千葉 響子 仙台市若林区大和町五三三一一一 平成二十七年五月二十五日

土見大介後援会 土見 大介 土見 正昭 塩竈市後楽町二二一一一 平成二十七年五月二十八日

平吹としお後援会 富田 敏夫 及川 隆一 遠田郡美里町字西館五〇 平成二十七年五月二十二日

堀田孝一後援会 我妻 一良 佐藤 武 角田市君萱字仏供田一三 平成二十七年五月二十六日

みかみ庄一郎後援会 味上庄一郎 高橋 宏弥 加美郡加美町字裏八―三―一 平成二十七年五月二十八日

八島利美後援会 八島 英二 菊地 喜一 角田市高倉字新町一九四―五 平成二十七年五月二十八日

横山たかみつ後援会 横山 隆光 高橋 信雄 白石市東町二―一―六 平成二十七年五月二十二日

○宮選管告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党宮城県柔道整復師支部	会計責任者の氏名	目時 誠	渡邊 利康	平成二十七年五月二十七日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
いとうなおき後援会	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区高砂一―一―四―一―〇	仙台市宮城野区福室三丁目三―一―二―〇	平成二十七年五月二十九日
大橋信夫後援会	代表者の氏名	大橋 信夫	鷺足 亮一	平成二十七年五月十八日

風が走る会	会計責任者の氏名	堀内 威男	高子 勝美	平成二十七年五月十四日
熊谷義彦後援会	代表者の氏名	鹿野 裕	鈴木 喬義	平成二十七年五月二十六日
佐藤昭光後援会	代表者の氏名	大宮 博吉	丹野 昭治	平成二十七年二月十八日
塩釜歯科医師連盟	会計責任者の氏名	菅原のぶ子	三橋 満壽	平成二十七年五月十四日
高橋光孝後援会	政治団体の名称	高橋光孝後援会	高橋孝内後援会	平成二十七年五月十九日

代表者の氏名 六戸 正宏 岩間 清蔵

チームせんだい	政治団体の名称	チームせんだい	熊谷同志会	平成二十七年五月二十日
つじ隆一後援会	代表者の氏名	熊谷 敏彦	磯目 修一	
	代表者の氏名	今野 久郎	横田 勇悟	平成二十七年五月十四日
	代表者の氏名	菅沢 孝治	佐藤 二郎	
日本共産党若林区後援会	主たる事務所の所在地	仙台市若林区荒町六	仙台市若林区南鍛冶町七九	平成二十七年五月十四日
橋本きよひと後援会	会計責任者の氏名	吉村 公尋	鎌田総太郎	平成二十七年五月二十日
宮城県柔道整復師連盟	会計責任者の氏名	目時 誠	渡辺 利康	平成二十七年五月二十六日

○宮選管告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
跡部昌洋後援会	跡部 浩一	平成二十七年四月三十日
牛沢栄後援会	牛沢 榮	平成二十七年三月三十一日
平吹としお後援会	富田 敏夫	平成二十六年十二月二十九日
三浦幸治後援会	後藤 淳	平成二十七年五月十五日
みかみ庄一郎後援会	味上庄一郎	平成二十六年十二月三十一日
峯岸しんや後援会	峯岸 真哉	平成二十六年十二月三十一日

○宮選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

牛沢栄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 牛澤 榮

資金管理団体の届出に係る公職の種類 角田市議会議員

報告年月日 27. 5. 26 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 500,000

前年繰越額 500,000

2 支出総額 0

峯岸しんや後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 峯岸 真哉

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 27. 5. 12 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

平吹としお後援会

報告年月日 27. 5. 22 (26. 12. 29解散)

1 収入総額 189,686

前年繰越額 189,686

2 支出総額 0

三浦幸治後援会

報告年月日 27. 4. 27 (27. 5. 15解散)

1 収入総額 580

前年繰越額 580

2 支出総額 580

3 支出の内訳

経常経費 580

備品・消耗品費 580

みかみ庄一郎後援会

報告年月日 27. 5. 28 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○阿部謙和氏案(案七十四号)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

牛沢栄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 牛澤 榮

資金管理団体の届出に係る公職の種類 角田市議会議員

報告年月日 27. 5. 26 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 500,000

前年繰越額 500,000

2 支出総額 0

峯岸しんや後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 峯岸 真哉

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 27. 5. 12 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

跡部昌洋後援会

報告年月日 27. 3. 9 (27. 4. 30解散)

1 収入総額 81,587

前年繰越額 25,587

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

牛沢栄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 牛澤 榮

資金管理団体の届出に係る公職の種類 角田市議会議員

報告年月日 27. 5. 26 (27. 3. 31解散)

1 収入総額 500,000

前年繰越額 500,000

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

跡部昌洋後援会

報告年月日 27. 5. 15 (27. 4. 30解散)

1 収入総額 25,587

前年繰越額 25,587

2 支出総額 0

三浦幸治後援会

報告年月日 27. 5. 15 (27. 5. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出があった。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
大橋 信夫	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
大橋 信夫	涌谷町長	大橋信夫後援会	遠田郡涌谷町涌谷字追波南三	大橋 信夫	平成二十七年五月十八日
佐藤 幸雄	仙台市議会議員	佐藤ゆきお後援会	仙台市泉区南光台一一五六一一五一	佐藤 幸雄	平成二十七年五月二十一日

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

本年収入額 56,000

2 支出総額 56,000

3 本年収入の内訳 (16人) 56,000

個人の党費・会費

4 支出の内訳 政治活動費 56,000

政治活動費 56,000

組織活動費 56,000

平吹としお後援会

報告年月日 27. 5. 22 (26. 12. 29解散)

1 収入総額 189,686

前年繰越額 189,686

2 支出総額 189,686

3 支出の内訳 政治活動費 189,686

政治活動費 189,686

機関紙誌の発行その他の事業費 189,686

宣伝事業費 189,686

三浦幸治後援会

報告年月日 27. 4. 27 (27. 5. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

みかみ庄一郎後援会

報告年月日 27. 5. 28 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

横山 隆光 宮城県議会議員 横山たかみつ後援会 白石市東町二一六 横山 隆光 平成二十七年五月二十二日

○宮選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十七年六月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
牛澤 榮	角田市議会議員	牛沢栄後援会	角田市佐倉字諏訪脇北四	牛澤 榮	平成二十七年五月二十六日
峯岸 真哉	宮城県議会議員	峯岸しんや後援会	仙台市泉区上谷刈字向原七一二七	峯岸 真哉	平成二十七年五月十二日

監査委員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成27年 6月19日

記

- 1 監査委員の報告日 平成27年 3月27日
 - 2 通知のあった日 平成27年 5月29日
- | | |
|---------|-----------|
| 宮城県監査委員 | 安 部 孝 |
| 宮城県監査委員 | ゆ さ み ゆ き |
| 宮城県監査委員 | 工 藤 鏡 子 |
| 宮城県監査委員 | 成 田 由 加 里 |

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 仙台臨海鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

東日本大震災の復旧事業や、主要取引先の事業再開が遅れたことにより、繰越欠損金が増加したが、このような経営状況の中、平成25年度に当期純損益は4期ぶりに黒字に転じ、また、平成26年度については営業利益の赤字幅は圧縮、当期純損益も2期連続の黒字決算の見込みであり、緩やかな回復の兆しがみられる。

県としては、経営改善5ヵ年計画に基づく取組みが効果的に実施され、収益構造の安定化が図られるよう引き続き関係者と連携を図りながら助言・指導を行っていく。

(2) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

イ 監査委員の報告の内容

生活福祉資金貸付金償還金における多額の収入未済のうち特に長期滞納者の債権管理において、個別把握に基づく適切な管理が行われていないので、債権の管理体制について改善する必要がある。

ロ 措置の内容

宮城県社会福祉協議会では、平成24年8月に「生活福祉資金貸付金等債権管理計画」を策定し、定期的な電話催告及び長期延滞先への催告、現状把握の促進など計画的な債権回収の実施と特定社協を選定の上で重点的に償還指導を実施するなど関係機関との連携強化を図ってきた。また、平成27年2月に「福祉資金未回収金縮減に向けて」を策定し、借入人への償還意識の啓発、新たに滞納を発生させないための防止策、既に滞納が生じている者への償還促進、償還指導に応じない者への法的措置検討など様々な取組を行うこととしている。

県としては、償還に係る事務費や相談員の人件費等を補助していることから、事業の実績について毎年、実地確認を行っているところであるが、今後も、「生活福祉資金貸付金等債権管理計画」や「福祉資金未回収金縮減に向けて」に基づき、適切に債権管理が図られるよう指導を行っていく。

なお、各市町村社協に配置されている相談員は、借入申込者に対する相談支援のほか、自立計画、関係機関の支援内容及び貸付金償還計画を作成するなど償還相談・指導を行っている。

(3) 団体名 地方独立行政法人宮城県立病院機構

イ 監査委員の報告の内容

公 報 取 扱 回

<p>(イ) 貸借契約において、受託業者への過払い等が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>(ロ) 機器備品の購入において、支払先の誤りが認められたので、対策を講じる必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 過払い等の再発防止のため、支払業務の管理体制及び確認体制の強化等を図り、適切な会計処理に努めるよう指導した。判明した過払い分については、平成25年度に一括返還の処理を行ったことを確認した。</p> <p>(ロ) 支払先の誤りに係る再発防止のため、支払業務の管理体制及び確認体制の強化等を図り、適切な会計処理に努めるよう指導した。判明した支払先の誤りについては、平成25年度に返還の処理を行うとともに、正当債権者への支払処理を行ったことを確認した。</p> <p>(4) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>入居率の維持・向上を図り、増収を目指すとともに、一般管理費の圧縮に努め、単年度黒字を継続するよう指導した。併せて、テクノプラザみやぎが策定した営業収益改善のための第3次中期事業計画が達成できるよう指導した。</p> <p>今後、なお一層の工夫を行い経営の改善が図れるよう、引き続き、指導していく。</p> <p>(5) 団体名 公益財団法人翠生農学振興会</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県の出資目的であり、また、法人の定款目的でもある「地域社会に貢献する施策の実現」が行われているとは認められないので、下記「3 監査意見」のとおり、組織の在り方について抜本的な見直しを行う必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>今回の指摘を受け、県として財団に対し、組織が適切に機能するよう、その抜本的な改編・刷新を行い管理体制を強化し、事業拡充に向けて中長期的な事業計画策定に関する取組を積極的に推進するよう指導を行った。</p> <p>財団では、一般の指摘を重要視し、役員及び母体である東北大学農学部関係者で協議を行った。その中で、これまでの財団の在り方・運営について厳しく反省を行い、今後、農学部の全面的な支援の下で、役員の新規も含め財団が責任ある執行体制を作っていく方針が示された。それにより、まず組織体制の改編については、既存の4つの各種委員会の業務見直し・追加等を行い、また企画委員会を新設し体制を強化した。</p>	<p>特に企画委員会においては、目的に照らした事業の適格性の検討や、県・市町村等のニーズに対応する新規事業の提案等に加え、必要に応じ運営体制・組織体制の再検討を行うこととした。</p> <p>また、月1回程度理事連絡会議を開催し、各委員会の事業進捗状況等の把握及び管理体制を強化することとした。</p> <p>さらに、円滑な業務推進の観点から事務局体制を刷新するとともに、事務局職員を1名から2名体制とした。</p> <p>収入の確保については、財産基盤をより強固なものとし公益事業を拡充するため、これまでの活動に加え、企業等への募金活動を強化することとした。</p> <p>これらによる安定的な基盤のもと、調査・研究への助成事業や地方公共団体等と連携した各種事業等、より一層地域に貢献できる新規事業を行い、さらに中長期的には、県民参加型の活動等の実施を視野に入れた事業の実施を検討していくこととした。</p> <p>県としては、出資目的の達成のため、財団の事業拡大が適正かつ着実になされ、時代のニーズの変化に応じた組織運営基盤が確立されるよう、財団から今年度の事業執行計画を提出させ、月毎にその事業執行状況の進行管理と指導等を行っていくこととする。また、財団との連携体制を見直し、農業技術普及や農村資源の保全に向けた啓蒙事業等、県農政の推進に資する事業を積極的に活用していくこととしている。</p> <p>なお、財団の今年度の組織改善への取組みや事業の執行状況等を検証していく中で、基本財産に見合った事業展開等が今後も見込めないと判断される場合は、県の出捐金相当額を県へ寄附することを要請し、出捐による関与関係を解消することを目指すこととする。</p> <p>(6) 団体名 塩釜港開発株式会社</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>(イ) 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p> <p>(ロ) 長期未収金が認められたので、引き続き改善に努める必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 管理経費の削減や未収家賃の徴収整理について、具体的状況を確認するとともに、計画的かつ抜本的な経営改善について必要な指導を行ってきたものであるが、今回の監査による指摘事項を踏まえ、経営改善について指導した。</p> <p>その結果、東日本大震災のあった平成23年9月期（当該団体は9月決算）は赤字となったものの、その後、平成24年9月期から平成26年9月期まで3年連続で単年度黒字を計上しており、少額ながら欠損金を減少させていることを確認した。また、経営努力を一層推進する</p>
---	--

報 告 書

ことでも今後も単年度黒字を確保し、欠損金の解消に努めるとともに、空テナントへの誘致活動を行い、売上を伸ばすことで経営の安定を図る旨の意思を確認した。

(ロ) 未収・滞納テナントの債権回収に努め、未収・滞納常習の不良テナントの排除も考慮し、良質のテナント誘致を進めるよう指導してきたものであるが、今回の監査による指摘事項を踏まえ、長期未収金の改善について指導した。

その結果、平成26年9月期は長期未収金の一部についての整理を行い、平成25年9月期と比較し長期未収金が14,443千円減となっていることを確認した。また、引き続き債務弁済契約に基づき現金回収に努め、債務者に対して更なる働きかけを行うと同時に、進捗状況をチェックしながら回収に努める旨の意思を確認した。

(7) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

平成23年10月に上下分離を実施し、減価償却費の圧縮と金融機関からの長期借入金を精算し、安定的な経営を図るため、財務構造の抜本的な改善を実施してきた。また、社会的な情勢として、震災による風評被害や日中・日韓関係の悪化等により平成26年度の国際線航空旅客が震災前の6割程度しか回復していないなど、国際線航空旅客が不透明な状態にあるため、鉄道利用者の増につながる仙台空港利用促進策（既存路線の維持・拡充、新規路線の開設を目指した誘致活動（エアポートセールス））の取り組み支援を継続して実施している。

その結果、鉄道利用者は、仙台空港へのLCCの新規就航に伴う利用者増、並びに美田園駅、杜せきのした駅周辺の都市開発の進行に伴う、居住人口及び沿線施設への通勤者増加等により増加傾向となり、当該団体が策定した改善計画における需要予測値を上回り、着実に営業収入の増加が図られてきている。

しかしながら、継続的な営業損失が生じていることから、更なる営業費用の縮減のため、国有財産使用料の減免等について当該団体と一体となり関係機関との調整を図ると共に、運輸収入増加に向けての計画的な運賃改定や、運賃外収入の増加に向けて、駅舎や車両スペースの有効活用などによる増収対策を進めるべく助言及び指導の支援を行っていく。

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成27年6月19日

宮城県監査委員 安部孝
宮城県監査委員 ゆさみゆき
宮城県監査委員 工藤鏡子
宮城県監査委員 成田由加里

記

1 監査委員の報告日

平成27年3月27日

2 通知のあった日

平成27年5月15日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 132,035,095円

過年度分 309,221,027円

合 計 441,256,122円

・H24年度収入未済額

現年度分 127,891,377円

過年度分 355,131,489円

合 計 483,022,866円

ロ 措置の内容

平成24年度に導入した初動・調査チームと処分チームの機能分担制の連携を一層強化し、効率的な滞納整理を推進した。

初動・調査チームにおいては、効果的な催告と毎月150件程度の預金調査を継続しながら、自動車の差押えなどを行うとともに、債権差押えが有効と判断された案件については適切に処分チームへの引継ぎを行った。

処分チームにおいては、預貯金や給与債権の差押え及び自動車のタイヤロックなどを重点的

報 告 書 公 報 刊 行

に行い、担税力に応じた折衝を重ね滞納額の縮減に努めた。また、長期高額滞納案件の整理に当たっては、専門の担当者置き、更に徹底した財産調査と折衝を重ね、換価可能な財産の早期差押えを行った。

さらに、個人県民税については、住民税徴収対策会議等を通じ情報交換や助言を行うとともに、直接徴収や共同催告などを実施し、滞納額の縮減に努めた。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 914,497,441円

過年度分 1,912,656,039円

合 計 2,827,153,480円

・H24年度収入未済額

現年度分 1,061,532,515円

過年度分 2,062,936,253円

合 計 3,124,468,768円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」(平成25年3月策定)に基づき、目標・事業計画を定め、滞納整理を行った。

当所目標は、前年度の収入未済額の7%縮減及び差押件数500件とした。

(イ) 個人県民税

個人県民税は収入未済額の88%を占め、賦課・徴収を行っている仙台市と住民税徴収対策会議を開催した。仙台市では、平成24年10月に徴収体制を強化し、以降順調に滞納額縮減を図っている。

(結果)

個人県民税の滞納繰越分の収入率は、36.28%と前年度より3.48ポイント向上し、収入未済額も1,383,092千円と前年度より415,085千円(23.1%)の縮減となった。

(ロ) 個人県民税を除く税目

自動車税を含む一般税は、滞納額縮減に向けて早期折衝と滞納処分の実施を前提として取

り組んだ。

(結果)

差押件数は、自動車、預金等622件を差押えた。また、捜索10件を実施し、動産76点をインターネット公売等で売却し、税に充当した。

滞納繰越分の収入未済額は、89,649千円で、前年度より25,109千円(21.9%)の縮減となった。今後、現年度の徴収に向けて努めていく。

(3) 消防学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払いをしたもの。

・件数 1件

・金額 103,762円

ロ 措置の内容

賃金を含む定例の支出について、あらかじめ毎月の事務処理日を確認の上、年間のスケジュール表を作成し、事務処理に遅漏のないよう改善を図った。

(4) 拓視医療療育センター

イ 監査委員の報告の内容

外来診療の窓口収入において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

外来診療に係る診療報酬の受診者負担分について、調定遺漏で請求していないもの、調定遅延及び所属年度を誤った調定が認められたもの。

○調定遺漏

・件数 8件

・金額 10,490円

○調定遅延

・件数 584件

・金額 2,105,472円

○翌年度調定

・件数 53件

報 告 書 公 報 城 野

<p>・金額 169,506円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>外来診療に係る診療報酬の受診者負担分については、収納の有無にかかわらず、全て受診当日又は翌開庁日までに調定することを徹底するとともに、未納者に対する請求事務処理状況を整理した一覧表を作成するよう事務処理を改善し、組織全体で未納者及び調定の状況を把握・管理できるチェック体制を整備した。</p> <p>(5) 仙台土木事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>➤ 需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>電気料について、誤った公共料金振替口座に支出手続きしたため、口座引落不能となった結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものと。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・電気料金額 543,759円</p> <p>・遅収加算額 16,046円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>当所には、総務班で支出するもの(庁舎等)と経理班で支出するもの(街路灯等)の2種類の電気料金があるが、それぞれの通帳の口座名義は仙台土木事務所公共料金等資金前渡職員(総務班長氏名)と同一であった。</p> <p>遅収加算額は、総務班の口座に入金すべきものを誤って、経理班の口座に入金してしまい引き落としができず、発生したものである。</p> <p>このことから、早急に識別しやすい口座名義に変更を行い、再発防止を図ったところである。</p> <p>変更前</p> <p>仙台土木事務所公共料金等資金前渡職員</p> <p>○○○○</p> <p>変更後</p> <p>仙台土木事務所公共料金等資金前渡職員</p> <p>○○○○(総務班用)</p> <p>仙台土木事務所公共料金等資金前渡職員</p> <p>○○○○(経理班用)</p>	<p>(6) 気仙沼土木事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>(4) 貸金において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 1件</p> <p>・正支給額 97,218円</p> <p>・誤支給額 61,842円</p> <p>・追給額 35,376円</p> <p>(ロ) 個人情報の管理において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>防潮堤建設計画の見直しを求める住民組織の幹部等の個人情報について、地元住民に対し提供していたもの。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(4) これまで1名であった出納員に加え、平成26年度から配置された契約担当次長を出納員として発令することにより、出納員2名で相互チェックが図られる体制とし、会計事務に遺漏が生じないよう対応している。</p> <p>(ロ) 所内班長会議において個人情報を含めた情報管理の徹底について指示するとともに、情報を提供するには所内の決裁を経ることとした。</p> <p>また、所内全体会議においても個人情報保護制度について広く周知を図り、個人情報を適切に取り扱うためのチェックシートを活用することにより適切な取扱いを図ることとした。</p> <p>(7) 中新田高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>(4) 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。</p> <p>(ロ) 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。</p> <p>ロ 措置の内容</p>
--	--

(イ) 「物品調達等に係る事故発生報告書」は、平成26年9月5日付けで提出した。今後は、契約事務に係る関係法令の理解を深めること、また、関係機関からの指導・指示を受け、不備がないよう確認しながら進めることとした。

(ロ) 平成26年度契約に係る同業務については、平成26年10月27日付けで、契約業者の了解を得て、契約書に「契約解除による違約金」及び「契約解除による賠償請求」条項の追加を行った。他の契約についても、契約内容の見直しを行った。

(8) 泉警察署

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねばならない。

(内容)

電気料及び社会保険料の支出について、請求金額より少ない金額で支出手続きした社会保険料が、公共料金振替口座から先に引き落とされたため、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

・件数 2件

・電気料金額 51,081円

・遅収加算額 1,509円

ロ 措置の内容

社会保険料の納入額を算定するために作成する内訳書を見直しして改めたほか、「複数の目」で確認するなど決裁時のチェック体制を更に強化することにより、支出漏れ等再発防止対策を徹底していくこととする。

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。
平成27年6月19日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み
宮城県監査委員	工	藤	鏡
宮城県監査委員	成	田	由
宮城県監査委員			加里

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
只森 健一	仙台市泉区高森7丁目42番地の15

齊藤 貴彰	仙台市泉区将監10丁目17番7号	ルーチェ将監101
佐久間周平	東京都江東区大島1丁目18番1-508号	
佐藤慎太郎	栗原市志波姫新沼崎115番地2	シャーマンブーム志波姫203号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成27年6月22日から平成28年3月31日まで

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第5号

国道四十五号蛇王事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十七年六月十九日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十七年六月十日付け宮収第十四号通知文

平成二十七年六月八日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

二 通知を受けるべき者

酒井文雄 住所・常居所不明 ただし、戸籍の附票上の住所「エクアドル共和国」